

## 福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金 よくある質問（福岡県作成Q & A）

1 補助金の対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどの機器が対象となるのでしょうか。

（答）

導入により、施設内の業務効率化に資するICT機器等が補助の対象となります。具体例として、タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどが挙げられますが、これらの機器以外でも、施設内の業務効率化に資するものであれば対象となります。

また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資するものであれば補助の対象となります。

ただし、上記に該当する機器であっても、既存の機器の買換えや医療機関等の機能を向上させる目的のみで購入した場合など、本補助金の事業目的に明らかに合致しない用途であれば、対象とはなりません。

したがって、対象となりえるかの判断は、導入する機器等の種別ではなく、業務効率化に資する目的であるかどうかが基準となります。

2 交付申請は医療機関ごとに行う必要がありますか。

（答）

その通りです。

1つの法人が複数の医療機関を運営する場合は、医療機関ごとで申請書を作成してください。

3 実績報告書（様式第2号）はいつ提出すればよろしいでしょうか。

（答）

実績報告書は、取組完了後1カ月以内又は3月10日のいずれか早い日まで  
に提出してください。

なお、交付申請時点で既に取組が完了している場合は、交付申請書と実績報  
告書を同時に提出しても差し支えありません。

4 交付申請や実績報告時に見積書や契約書、領収証の添付は必要でしょうか。

（答）

不要です。

ただし、領収証等を含め、支出証拠書類等については、5年間保管しておく  
必要があります。

本補助金の交付を受けた医療機関等に対して、今後、厚生労働省や福岡県が  
行う、本補助金に関する調査等への協力の求める場合がありますので、業務効  
率化に資する目的で支出したものであるかの整理を含めて、事業に係る収入及  
び支出については適切な管理をお願いします。

【参考：福岡県医療従事者勤務環境改善促進費補助金交付要綱】

第9条 知事は、この補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成する  
ために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかに  
した帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類  
を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）  
の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は  
効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又  
は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管して  
おかなければならない。

5 福岡県においては、いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか。

(答)

補助対象となる取組の期間は、国の補助金交付時期の関係上、令和6年4月1日から令和8年2月28日までとしております。国が示している期間とは異なりますので、ご注意ください。

6 補助金はいつ振り込まれますか。

(答)

喫緊の課題に対応するための支援という本補助金の目的を踏まえ、申請書の審査後（補助金の交付決定を行った後）、順次、概算払いにより交付を行うこととしております。

ただし、概算払いにより交付した額が、実績報告時の精算額（確定額）を上回る場合は、その差額は県に返還していただく必要がありますので、ご注意ください。

7 申請は先着順ですか。

(答)

県の予算は、令和6年度2月補正により十分確保しておりますが、第1回での申請状況等を見ながら、仮に不足が生じる場合は、予算の追加等の対応について検討いたします。

---

※「よくある質問」は今後も随時更新予定です。